

平成 29 年 10 月 2 日

各 位

会社名 株式会社新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード番号 : 8303 東証第一部)

「つみたて NISA」口座開設のお申し込み受付開始と対象ファンドの決定について

当行は、平成 30 年 1 月からはじまる新たな少額投資非課税制度「つみたて NISA」について、当行に NISA 口座（少額投資非課税口座）をお持ちのお客さまを対象に、つみたて NISA の口座開設のお申し込みの受付を平成 29 年 10 月 2 日（月）から開始いたします。併せて、当行でご利用いただける投資信託 3 商品の取り扱いを決定いたしました。

「つみたて NISA」は、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための制度です。お客さまが購入した投資信託について、年間 40 万円の非課税投資枠については、つみたて NISA を通じて購入されたファンドから得た運用益や普通分配金が非課税となります。非課税期間は投資した年から最長 20 年間となります。NISA 口座に比べて、毎月少額で積み立て、長期での資産形成を目指したいお客さまに向けた制度と言えます。

当行のつみたて NISA 専用ファンドとして取り扱いを開始するのは、「野村つみたて日本株投信」、「野村つみたて外国株投信」、「野村 6 資産均等バランス」の 3 ファンドです。運用会社はいずれも野村アセットマネジメント株式会社で、お客さまの投資の開始は平成 30 年 1 月からとなります。いずれのファンドも、投資信託の購入が初めてというお客さまにも投資対象が分かりやすく、申込手数料が無料となるなど、金融庁が定めた低コスト・長期安定運用などの基準をすべて満たした商品となっています。「NISA」と「つみたて NISA」の違いおよび取り扱う 3 ファンドの概要については、次ページ以降をご参照ください。

当行では、平成 29 年 6 月に公表した「顧客本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、お客さまの大切な資産形成のお役に立つことを目指し、今後とも商品やサービスの拡充に努めてまいります。

以 上

■新生銀行が取り扱う3ファンド(運用会社「野村アセットマネジメント株式会社」)

名称	特徴
野村つみたて日本株投信	日本人にとって知名度が高く、親しみのある「日経平均株価」の動きに連動した投資成果を目指すインデックスファンドです。投資対象のマザーファンドが長年に渡って高品質の運用を安定して実現しています。
野村つみたて外国株投信	世界の株式を投資対象としたファンドです。低コストで世界株へ投資ができ、新興国を含む世界的な経済成長の果実を享受できます。組み入れられる先進国株式と新興国株式のマザーファンドの運用資産残高は業界トップクラスとなっています。
野村6資産均等バランス	世界の6つの資産(国内外の「株式」「債券」「REIT」)に分散投資するファンドです。中長期の資産形成に資するよう低コストで提供でき、ポートフォリオの構成が初心者の方でも理解が容易な均等配分となっています。

・お申し込み時…販売手数料はかかりません。

・運用期間中…信託報酬(年率・税込最大 0.2376%)やその他保有期間中に発生する費用(運用状況により変動するため事前に料率・上限等を示すことができません)がかかります。

・換金時…信託財産留保額はかかりません。

詳しくは目論見書(目論見書補完書面を含みます)でご確認ください。

■「NISA口座」について

- NISA、つみたてNISAをご利用されるには、NISA口座の開設が必要となります。
- NISA口座は同一年においてお一人さまにつき1口座(1金融機関等)のみ開設いただけます(金融機関等を変更した場合を除きます)。
- NISA口座開設のお申込みの際は、当行所定のお申込用紙に必要事項をご記入の上ご提出ください。また、非課税制度の適用を受けるには、個人番号および法令で規定する確認書類のご提出が必要となります。
※既に投資信託・FX取引のために個人番号を当行にお届け済で、住所・氏名・個人番号にお届出後の変更がない場合は個人番号のご提出は不要です。
- NISA口座の開設は日本にお住まいの20歳以上(口座開設年の1月1日現在)の方が対象です。
- NISA口座を開設する金融機関等を変更される場合、NISA口座内の投資信託等を移管することはできません。
- NISA口座では、毎年新たに非課税投資枠が設定されます。いったん使用した非課税投資枠の再利用はできないため、NISA口座で購入した投資信託を売却した場合であっても当該投資信託を購入する際に使用した非課税投資枠を利用した再投資はできません。
- 非課税の対象は、売却益および分配金となります。NISA口座での損失は税務上ないものとみなされるため、損益通算・繰越控除はできません。
- 投資信託について支払われる分配金のうち元本払戻金(特別分配金)については元々非課税のため、NISA制度上のメリットは享受できません。
- 投資信託について支払われる分配金のうち、口座開設金融機関等経由で交付されないものについては、非課税の適用は受けられません。

手数料など諸費用について

- ・ NISA 口座にかかる非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約にかかる手数料などはありません。(投資信託の購入・解約時および保有期間中に別途費用が掛かる場合があります。)
- ・ この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。
(この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。)

「NISA」と「つみたてNISA」について

	NISA	つみたて NISA
ご利用できる方	日本にお住まいの 20 歳以上(口座開設年の 1 月 1 日現在)の方で、当行に NISA 口座を開設された方	
選択制	NISA と つみたて NISA は、どちらか 1 つを選択して投資を行うことになっており、併用ができません。選択の変更をご希望の場合、原則として暦年単位でご変更いただけます。 なお、つみたて NISA が始まる 2018 年(平成 30 年)に、NISA または つみたて NISA のどちらかを選択して投資を行うと、翌年以降もその選択が自動的に継続されます。変更をご希望される方は、その他注意点の(*)をお読みください。	
非課税投資枠	年間 120 万円	年間 40 万円
積立契約 (累積投資契約)	積立契約の締結は任意となります(NISA は積立契約を締結しなくても、投資信託を購入することができます。)	積立契約を締結していただくことが必須となります(つみたて NISA は、積立契約を締結せずに、投資信託を購入することができません。) 積立契約に基づき、定期かつ継続的な方法による買付が行われます。

投資可能期間	2023年(平成35年)12月末まで	2018年(平成30年)1月から 2037年(平成49年)12月末まで
非課税期間	最長5年間	最長20年間
非課税期間 終了後 (ロールオーバー)	5年間の非課税期間満了時にNISAでの継続保有をご希望の場合は、保有資産を時価で全額、翌年分の新たな非課税投資枠へ移管し、さらに最長5年間NISAの非課税投資枠をご利用いただくこと(ロールオーバー)ができます。 ロールオーバーを希望される場合、5年間の非課税期間満了の年までに、その翌年分の非課税投資枠について、NISAを選択していただく必要があります。 なお、5年間の非課税期間満了時に保有資産をつみためてNISAへ移管することはできません。	NISAと異なり、非課税期間終了時に新たな非課税投資枠をご利用いただくこと(ロールオーバー)ができません。
途中売却	可能	可能
対象商品	新生銀行で取扱う 国内籍公募株式投資信託 (ただし、つみためてNISA専用の公募株式投資信託を除く)	新生銀行で取扱う つみためてNISA専用の公募株式投資信託
その他 注意点	2023年(平成35年)分のNISAをお持ちで、2024年(平成36年)分以降につみためてNISAを希望される場合は、別途お手続きが必要となります。 (*) 2018(平成30年)年1月以降、当年分のNISAからつみためてNISA、あるいはつみためてNISAからNISAへ変更を希望される場合は、その年の9月までに変更手続きを取ることが必要となります(ただしその年において非課税管理勘定の利用がない場合に限り)。翌年分の変更を希望される場合は、前年の10月から12月までに変更手続きをお取りください。	<ul style="list-style-type: none"> つみためてNISAについては、つみためてNISAの利用開始日から10年を経過した日(10年後以降は、5年を経過した日毎の日)におけるお客さまの氏名、所在地の確認が必要となります。1年以内に当該確認ができない場合、累積投資勘定への上場株式等の受入れができなくなります。 積立日によっては、受渡日が年をまたぐことがあり、年間の非課税投資枠の上限40万円を超過する場合(超過分は特定口座または一般口座でのお預りとなります)や、上限40万円に到達しない場合がありますので、1日から20日までに積立日とすることをおすすめいたします。 つみためてNISAに係る積立契約により購入された投資信託の信託報酬等の概算値は、原則として年1回、当行よりお客さまへ通知いたします。

NISAからつみためてNISAへの変更を行う場合、NISAで行っていた既存の積立を終了する手続きが別途必要です。同様に、つみためてNISAからNISAへの変更を行う場合も、つみためてNISAで行っていた既存の積立を終了する手続きが別途必要です。

なお、NISAからつみためてNISAへの変更を行う場合、課税口座で既存の積立を継続することは可能です。課税口座での積立継続を希望する場合はあらかじめ投信積立購入サービスをお申込みいただく必要がございますので当行宛お申出ください。

■つみためてNISAのご注意点

つみためてNISAは積立契約(累積投資契約)を締結して頂き、買付けを「定期的に継続して」行う必要があります。1回当たりの買付金額は、原則として「40万円を1年当たりの買付回数で除した金額」が上限となります。例えば、毎月の頻度で買付けを行う場合には、1回当たりの買付金額の上限は33,333円(40万円÷12)となります(1回当たりの買付金額は、一定額である必要があります)。なお、年間の買付金額の合計の上限が40万円以内であれば、ボーナスを受給する月等買い増しを行う月において買付金額を一定額増額することも認められます。

積立を開始する日や買付をする金額を年の途中で変更される場合や、新たに新しい積立を開始される場合は、年間の非課税投資枠の上限40万円を超過する場合(超過分は特定口座または一般口座でのお預りとなります)や、上限40万円に到達しない場合がありますのでご注意ください。

■投資信託一般について

- 投資信託は、預金ではなく、**元本保証および利回り保証のいずれもありません。**
- 投資信託は預金保険制度の対象ではありません。また、新生銀行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は主に国内外の有価証券に投資しますので、以下に列挙するリスクや国内外の政治経済状況等の変化等により、基準

価額(外国籍投資信託の場合、純資産価格)が変動し、**投資元本を割り込むことがあります**。過去の運用実績は、将来の運用成果を約束するものではなく、運用の利益および損失はすべて投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

- 価格変動リスク: 株式、公社債など値動きのある有価証券を組入れて投資することによる基準価額の変動リスク。
- 為替変動リスク: 外国の株式や公社債などの有価証券などを組入れて投資を行う場合の、為替相場の変動の影響による基準価額の変動リスク。外貨建て投資信託の場合、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがあります。
- 発行者(または保証会社)の信用リスク: 組入れ有価証券の発行者(または保証会社)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部機関の評価の変化やその他の信用状況の変化等の影響に基づく基準価額の変動リスク。
- 投資信託には以下の通りお客さまに直接、または間接的に**ご負担いただく手数料や費用があります**。
 - お申し込み時…申込手数料(国内籍投資信託は約定金額に対して、外国籍投資信託は申込金額に対して**税込最大3.24%**)がかかります。
 - 運用期間中…信託報酬・管理報酬(純資産総額に対して**年率・税込最大3.0%**)がかかるほか、その他信託期間中に発生する費用(組入れ有価証券の売買委託手数料、監査費用、成功報酬、投資先ファンドにかかる費用等があり、運用状況等により変動するため、事前に料率および上限額を示すことはできません)がかかります。
 - 換金時…信託財産留保額(基準価額に対して**最大2.0%または一万口あたり最大300円**)や買戻し手数料(当初募集価額に対して**最大5.0%**)がかかります。

これらの手数料等の合計額については、ご購入ファンド、ご購入金額、その運用状況、お客さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドごとに手数料や費用は異なります。各ファンドの手数料・費用等の詳細は契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)でご確認ください。

- 投資信託のご購入・換金にあたって円貨から外貨または外貨から円貨へ交換する場合には、上記手数料・費用のほか、当行の定める為替手数料がかかります。
- 投資信託の換金(解約・買取)については、ファンドによってクローズド期間(換金することができない期間)が設定されているものや特定日にしか換金の申し込みができないものがあるほか、換金までに相当の期間がかかることがあります。
- 投資信託をお申し込みの際には、あらかじめ最新の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)の内容を必ずご確認のうえ、お客さまご自身でご判断ください。
- 目論見書および目論見書補完書面は、店頭や郵送で入手いただけるほか、新生パワーダイレクトでもご確認いただけます(店頭で取り扱いのないファンドの目論見書および目論見書補完書面は新生パワーダイレクトでご確認ください)。なお、投資信託の取り扱いのない店舗ではご用意しておりません。
- 交付目論見書と請求目論見書が分冊となっている場合、請求目論見書はご請求いただいたお客さまにお送りしております。新生パワーコールまでご連絡ください。
- 投資信託のお申し込み・換金等のお取り扱いは新生銀行、設定・運用は投資信託委託会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。

[2017年10月2日現在]

株式会社新生銀行 登録金融機関: 関東財務局長(登金)第10号
加入協会: 日本証券業協会・一般社団法人 金融先物取引業協会